

補助金等調書

(2-1)

番号	12	担当課名	農政課	補助開始年度	昭和 5 7 年度	
補助金等の名称	農業用廃プラスチック処理対策推進事業補助金					
交付要綱等の名称	印西市農林振興対策事業補助金交付要綱 (農業用廃プラスチック処理対策推進事業)					
	終了年限の有無 (無・ ☒ 有 (平成 31 年度廃止予定))					
要綱に規定する 交付対象者	農業用廃プラスチック対策協議会					
団体の運営に関し て補助金を交付し ている場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数		
	印西市農業用廃プラスチック対策協議会		昭和 5 7 年 2 月 2 0 日	1 5 4 名		
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有 ☒ 無)					
	有の場合は、類似団体数 ()					
市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 昭和 5 7 年に対策協議会設立以来、農業用廃プラスチック類の適正な処理を実施することによって、 農村環境の保全と本市農業の健全な発展となるため、事業を行う。交付年数 3 6 年。						
助成団体等の 状況	区分		平成 2 8 年度決算額	平成 2 9 年度決算額	平成 3 0 年度予算額	
	歳入	市補助金	562, 771	467, 177	829, 900	
		内訳	国庫補助金			
			県補助金	167, 776	136, 024	294, 000
			その他			
			一般財源			
		会費				
		事業収入	497, 000	428, 600	754, 000	
		その他	476, 772	457, 923	356, 855	
		合計	1, 536, 543	1, 353, 700	1, 940, 755	
	歳出	人件費				
		事務費	39, 958	76, 918	250, 000	
		事業費	917, 808	774, 492	1, 315, 800	
		その他	120, 858	146, 435	374, 955	
		合計	1, 078, 624	997, 845	1, 940, 755	
	翌年度繰越金		457, 919	355, 855		
	補助制度内容 (下部組織等の配分 も明記)	1 国補助 ・ ☒ 2 県補助 ・ 3 単独 ・ ☒ 4 市単独上乗せ				

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可) ① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。) 市内の農家から廃棄される農業用廃プラスチック類の適正な処理を図るため、回収処理の啓発、回収計画の樹立、農業用資材のリサイクル、及び回収業務のシステム化を推進し、もって廃プラの円滑な回収と適正な処理を実施することにより、農村環境の保全と本市農業の健全な発展となるため、引き続き補助金として交付することは重要と考える。 補助対象者: 印西市農業用廃プラスチック対策協議会 補助対象経費: 適正処理に要する経費(処理費、需用費、役務費及び運搬費) 補助率等: 処理費 2/3以内、その他対象経費 1/2以内 ② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。) 処理費 30,000kg×20.35円=610,500円 運搬費 150,000円 事務費 25,000円(事業費のうちの運搬費、事務費 1/2以内) 処理費の30,000kgについては、災害等があった際に処理量が30,000kg近くまで増えるため。 ③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。) <table border="1"> <thead> <tr> <th>回収処理</th> <th>処理量実績</th> <th>処理に要した経費</th> <th>補助対象事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塩化ビニール</td> <td>4.93t</td> <td>200,651円</td> <td>152,337円</td> </tr> <tr> <td>ポリエチレン</td> <td>8.95t</td> <td>364,265円</td> <td>276,555円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>13.88t</td> <td>564,916円</td> <td>428,892円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経費の配分</th> <th>補助対象事業費</th> <th>補助事業に要した経費</th> <th>県(9.8円/kg)</th> <th>市町村(10.55円/kg)</th> <th>農業者(10.55円/kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塩化ビニール</td> <td>152,337円</td> <td>100,325円</td> <td>48,314円</td> <td>52,011円</td> <td>52,012円</td> </tr> <tr> <td>ポリエチレン</td> <td>276,555円</td> <td>182,132円</td> <td>87,710円</td> <td>94,422円</td> <td>94,423円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>428,892円</td> <td>282,457円</td> <td>136,024円</td> <td>146,433円</td> <td>146,435円</td> </tr> </tbody> </table> 運搬費 運搬車両費 86,400円*4台 345,600円 事務費 回収事業に係る経費 通信費 23,838円 ④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。 農業の持続的な発展、農地及び農村環境の保全が図られる。また、廃棄物の再資源化により環境保全が図られる。 ⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。) 終期設定なし。 農家にあるビニールハウスのビニール、肥料の袋や田んぼのあぜシート等農業経営において出てくるごみは毎年あるので、より良い営農環境を継続していくためにも引き続き補助金として交付することは重要と考える。 ⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。 今後の方向性としては、引き続き廃プラの円滑な回収と適正な処理を実施していき、農村環境の保全と本市農業の健全な発展を図る。 ⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。) 環境対策に寄与するもの 農業の持続的な発展、農地及び農村環境の保全により、国民への食料の安定供給、農地の多面的機能による国土の保全及び環境負荷の軽減が図られる。	回収処理	処理量実績	処理に要した経費	補助対象事業費	塩化ビニール	4.93t	200,651円	152,337円	ポリエチレン	8.95t	364,265円	276,555円	計	13.88t	564,916円	428,892円	経費の配分	補助対象事業費	補助事業に要した経費	県(9.8円/kg)	市町村(10.55円/kg)	農業者(10.55円/kg)	塩化ビニール	152,337円	100,325円	48,314円	52,011円	52,012円	ポリエチレン	276,555円	182,132円	87,710円	94,422円	94,423円	計	428,892円	282,457円	136,024円	146,433円	146,435円
回収処理	処理量実績	処理に要した経費	補助対象事業費																																						
塩化ビニール	4.93t	200,651円	152,337円																																						
ポリエチレン	8.95t	364,265円	276,555円																																						
計	13.88t	564,916円	428,892円																																						
経費の配分	補助対象事業費	補助事業に要した経費	県(9.8円/kg)	市町村(10.55円/kg)	農業者(10.55円/kg)																																				
塩化ビニール	152,337円	100,325円	48,314円	52,011円	52,012円																																				
ポリエチレン	276,555円	182,132円	87,710円	94,422円	94,423円																																				
計	428,892円	282,457円	136,024円	146,433円	146,435円																																				
担当課の判定 ☐ 拡大して継続 ☒ 現状維持で継続 ☐ 縮小して継続 ☐ 整理統合 ☐ 廃止																																									
判定の理由 農業用廃プラスチック類の円滑な回収と適正処理を実施することにより、農村環境の健全な発展を図るために、現状維持していくべきである。																																									

近隣市類似補助金等の状況

補助金等名	農業用廃プラスチック処理対策推進事業補助金
-------	-----------------------

	補助率（定額補助の場合はその額）	補助上限額	処分量（H29実績）
成田市	補助対象経費の3分の2以内の額		339.31 t
佐倉市	補助対象経費の2分の1以内の額	なし	8.74 t
四街道市	補助対象経費の3分の2以内の額		5.69 t
八街市	適正処理費：県が負担する額を引いた額の2分の1以内+県補助金 排出経費：3分の1以内の額 運搬費：2分の1以内の額		217 t
富里市	適正処理費：・一般分処理量に20.35円/乗じた額・不法投棄分処理量に30.9円/乗じた額・自己搬入量に3.85円/kg乗じた額 回収費：運搬に要する2分の1の額 回収体制整備費：要する経費の2分の1の額	回収体制整備費 ：42,000円	310.35 t
白井市	補助対象経費の2分の1以内の額		2.03 t
印西市	処理費：経費の3分の2以内の額 その他補助対象経費：2分の1以内の額		13.88 t



平成30年3月14日

補助事業実績報告書

印西市長 板倉 正直 様

所在地 印西市西の原4-3

補助事業者 団体名 印西市農業用廃プラスチック対策協議会

会長 板倉 正直

連絡先 0476-48-2207

(JA 西印旗本店経済部内)



印西市補助金等交付規則13条の規定により、補助事業等の実績状況を次のとおり報告します。

指定年月日	平成29年10月25日	指令番号	印西農政指令第17号
補助事業 年度	平成29年度	補助金等の名称	印西市農林振興対策事業補助金
補助事業等の名称		農業用廃プラスチック処理対策推進事業	
補助事業等	名称	農業用廃プラスチック処理対策推進事業	
	施工場所		
着手年月日	平成29年7月29日	完了年月日	平成30年2月24日
交付決定額		829,900円	
補助事業等の経過及び内容		農業用廃プラスチックの円滑な回収と適正処理の推進	
添付書類		1 事業報告書 2 収支決算書 3 マニフェスト票の写し	

平成29年度 収支決算書

収入の部

項 目	決算額	本年度 予算額	比 較	備 考
負担金	428,600	754,000	△ 325,400	均等割 1,000円×151名 - 151,000 円 搬入量割 13,880kg×20円 - 277,600 円
市補助金	467,177	829,900	△ 362,723	処理費(20.35円/kg) - 282,458 円 運搬費(1/2以内) - 172,800 円 事務費(1/2以内) - 11,919 円
前年度繰越金	457,919	457,919	0	
雑 入	4	1,000	△ 996	預金利息(9月) 2 円 預金利息(3月) 2 円
合 計	1,353,700	2,042,819	△ 689,119	

支出の部

項 目		決算額	本年度 予算額	比 較	備 考
事業費	処理費	428,892 ー	927,000 ー	△ 498,108	13,880kg×30.9円 = ー428,892 円
	運搬費	345,600 ー	388,800 ー	△ 43,200	運搬車両費(補助対象) 86,400円×4台 ー345,600 円
	事務費	23,838 ー	50,000 ー	△ 26,162	回収事業に係る経費分(補助対象) 通信費 ー23,838 円
運営費	事務費	53,080 ー	300,000 ー	△ 246,920	回収事業以外に係る経費分(補助対象外) 消耗品費 0 円 総会費 ー53,080 円
					雑 費
	役員報酬	75,000 ー	75,000 ー	0 ー	役員報酬 3役 ー15,000 円 他役員 ー10,000 円
	予備費	0 ー	2,019 ー	△ 2,019	
	合 計		997,845	2,042,819	△ 1,044,974

収入の部 1,353,700 円

支出の部 997,845 円

差 引 355,855 円(翌年度繰越額)

この写しは平成29年度決算書の原本と相違ないことを証明する。

平成30年3月4日

印西市農業用廃プラスチック対策協議会 会長



平成29年度 事業報告書

[illegible]

A票
直行用

発元日	平成 30 年 2 月 26 日	81022755660	氏名	[Redacted]
氏名又は名称	[Redacted]		名称	[Redacted]
住所	[Redacted]		所在地	[Redacted]
☒ 種類 (普通産業廃棄物) ☐ 種類 (特別管理産業廃棄物)			数量 (及び単位)	4030kg 図形状
☐ 0100 燃えがら ☐ 1200 金属くず ☐ 7000 引火性廃油 ☐ 7424 燃えがら (有害) ☐ 0200 汚泥 ☐ 1300 引火性油類 (有害) ☐ 7010 引火性油類 (有害) ☐ 7425 廃油 (有害) ☐ 0300 廃油 ☐ 1400 鉛さい ☐ 7100 酸液 ☐ 7426 汚泥 (有害) ☐ 0400 廃酸 ☐ 1500 がれき類 ☐ 7110 酸液 (有害) ☐ 7427 廃酸 (有害) ☐ 0500 廃アルカリ ☐ 1600 有害のふん屑 ☐ 7200 廃アルカリ ☐ 7428 廃アルカリ (有害) ☐ 0500 廃プラスチック類 ☐ 1700 有害の死体 ☐ 7210 廃アルカリ (有害) ☐ 7429 ばいじん (有害) ☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 7300 感染性廃棄物 ☐ 7430 13号廃油 (有害) ☐ 0800 木くず ☐ 1900 13号廃棄物 ☐ 7410 PCB等 ☐ 7440 廃水銀等 ☐ 0900 粗雑くず ☐ 4000 放射性物質等 ☐ 7421 廃石綿等 ☐ 1000 腐植物性残さ ☐ 7422 指定下水汚泥 ☐ 1100 ゴムくず ☐ 7423 鉛さい (有害)			産業廃棄物の名称 廃プラスチック類 有害物質等 特になし 備考・通欄	
管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称及び管理票の交付番号 (登録番号) ☐ 環境記録のとおり ☐ 当票記録のとおり				
名称/所在地/電話番号 ☐ 委託契約書記載のとおり ☐ 当票記録のとおり				
氏名又は名称	[Redacted]		名称	[Redacted]
住所	[Redacted]		所在地	[Redacted]
氏名又は名称	[Redacted]		名称	[Redacted]
住所	[Redacted]		所在地 干	電話番号
(委託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	[Redacted]	平成 年 月 日	数量 (及び単位)	62票 平成 年 月 日
(委託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)	[Redacted]	平成 年 月 日	数量 (及び単位)	D 票 平成 年 月 日
名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)			E 票 平成 年 月 日	

発行元：株式会社コスト

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票 (直行用)

発元日	平成 30 年 3 月 26 日	81022755671	氏名	[Redacted]
氏名又は名称	[Redacted]		名称	[Redacted]
住所	[Redacted]		所在地	[Redacted]
☒ 種類 (普通産業廃棄物) ☐ 種類 (特別管理産業廃棄物)			数量 (及び単位)	3080kg 図形状
☐ 0100 燃えがら ☐ 1200 金属くず ☐ 7000 引火性廃油 ☐ 7424 燃えがら (有害) ☐ 0200 汚泥 ☐ 1300 引火性油類 (有害) ☐ 7010 引火性油類 (有害) ☐ 7425 廃油 (有害) ☐ 0300 廃油 ☐ 1400 鉛さい ☐ 7100 酸液 ☐ 7426 汚泥 (有害) ☐ 0400 廃酸 ☐ 1500 がれき類 ☐ 7110 酸液 (有害) ☐ 7427 廃酸 (有害) ☐ 0500 廃アルカリ ☐ 1600 有害のふん屑 ☐ 7200 廃アルカリ ☐ 7428 廃アルカリ (有害) ☐ 0500 廃プラスチック類 ☐ 1700 有害の死体 ☐ 7210 廃アルカリ (有害) ☐ 7429 ばいじん (有害) ☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 7300 感染性廃棄物 ☐ 7430 13号廃油 (有害) ☐ 0800 木くず ☐ 1900 13号廃棄物 ☐ 7410 PCB等 ☐ 7440 廃水銀等 ☐ 0900 粗雑くず ☐ 4000 放射性物質等 ☐ 7421 廃石綿等 ☐ 1000 腐植物性残さ ☐ 7422 指定下水汚泥 ☐ 1100 ゴムくず ☐ 7423 鉛さい (有害)			産業廃棄物の名称 廃プラスチック類 有害物質等 特になし 備考・通欄	
管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称及び管理票の交付番号 (登録番号) ☐ 環境記録のとおり ☐ 当票記録のとおり				
名称/所在地/電話番号 ☐ 委託契約書記載のとおり ☐ 当票記録のとおり				
氏名又は名称	[Redacted]		名称	[Redacted]
住所	[Redacted]		所在地	[Redacted]
氏名又は名称	[Redacted]		名称	[Redacted]
住所	[Redacted]		所在地 干	電話番号
(委託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	[Redacted]	平成 年 月 日	数量 (及び単位)	62票 平成 年 月 日
(委託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)	[Redacted]	平成 年 月 日	数量 (及び単位)	D 票 平成 年 月 日
名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)			E 票 平成 年 月 日	

発行元：株式会社コスト

日付と内容に添って記入
印刷用紙に添って記入

A票
直行用

平成 29 年 7 月 31 日	81018686766	氏名又は名称 住所	
☐ 種類(普通の産業廃棄物) ☐ 0100 燃えがら ☐ 1200 金属くず ☐ 7000 引火性廃油 ☐ 7424 燃えがら(有害) ☐ 0200 汚泥 ☐ 1300 溶剤・油類等 ☐ 7010 引火性油汚(有害) ☐ 7425 廃油(有害) ☐ 0300 廃油 ☐ 1400 鉛さい ☐ 7100 強酸 ☐ 7426 汚泥(有害) ☐ 0400 廃酸 ☐ 1500 がれき類 ☐ 7110 強酸(有害) ☐ 7427 廃酸(有害) ☐ 0500 廃アルカリ ☐ 1600 畜畜のふん尿 ☐ 7200 強アルカリ ☐ 7428 廃アルカリ(有害) ☒ 0500 廃プラスチック類 ☐ 1700 廃物の死体 ☐ 7210 亜アルカリ(有害) ☐ 7429 ばいじん(有害) ☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 7300 感染性廃棄物 ☐ 7430 13号廃棄物(有害) ☐ 0800 木くず ☐ 1500 13号廃棄物 ☐ 7410 PCB等 ☐ 7440 廃水銀等 ☐ 0900 繊維くず ☐ 4000 異機系固形物等 ☐ 7421 廃石綿等 ☐ ☐ 1000 粉粒物性残さ ☐ 7422 指定下水汚泥 ☐ ☐ 1100 ゴムくず ☐ 7423 ださい(有害) ☐		数量(及び単位) 4920 kg 農ボウ	形状、固形状
☐ 管理票交付書(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 燃焼記録のとり ☐ 当欄記載のとり		処分方法 破砕・圧縮	
名称/所在地/電話番号 ☐ 委託契約書記載のとり ☐ 当欄記載のとり			
氏名又は名称	住所	名称	所在地
住所	220023237	名称	所在地
氏名又は名称	住所	名称	所在地
住所	220023237	名称	所在地
(委託者の氏名又は名称) (委託担当者の氏名)	(委託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)	数量(及び単位)	数量(及び単位)
平成 年 月 日	平成 年 月 日	数量(及び単位)	数量(及び単位)
名称/所在地/電話番号	(委託契約書記載の場所においては委託契約書記載の番号)	数量(及び単位)	数量(及び単位)
B2票 平成 年 月 日	D票 平成 年 月 日	E票 平成 年 月 日	

平成 29 年 7 月 日		31018686770	
氏名又は名称 住所		所在地	
☐ 種類(普通廃棄物)		☐ 種類(特別管理産業廃棄物)	
☒ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら(有害)
☐ 0200 汚泥	☐ 1300 ミカド・屑紙くず	☐ 7010 引火性溶剤(有害)	☐ 7425 炭渣(有害)
☐ 0300 底油	☐ 1400 鉛さい	☐ 7100 酸液	☐ 7426 汚泥(有害)
☐ 0400 腐蝕	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 塩酸(有害)	☐ 7427 腐蝕(有害)
☐ 0500 珪アルカリ	☐ 1600 家庭のふん屋	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 珪アルカリ(有害)
☒ 0600 底プラスチック類	☐ 1700 磁器の死体	☐ 7310 強アルカリ(有害)	☐ 7429 はいじん(有害)
☐ 0700 振くず	☐ 1800 はいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 H号医薬品(有害)
☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃薬物	☐ 7410 PCB等	☐ 7440 废水組等
☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 肥料調製不要物	☐ 7421 灰石綿等	
☐ 1000 助植物残渣さ		☐ 7422 指定下水汚泥	
☐ 1100 ゴムくず		☐ 7423 鉛さい(有害)	
数量(及び単位) 1,850kg			
国形状 			
産業廃棄物の名称 底プラ付片類			
備考・通信欄 常盤市に熱し 焼却方法 破砕、圧縮			
管理票交付書（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号） ☐ 恒帯記載のとおり ☐ 当帳記載のとおり			
名称／所在地／電話番号 ☒ 委託契約客記載のとおり ☐ 当帳記載のとおり			
氏名又は名称			
住所			
氏名又は名称			
住所			
氏名又は名称			
住所			
(受託者の氏名又は名称) (委託担当者の氏名)			
(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)			
名称／所在地／電話番号 (委託契約客記載の場合にあつては委託契約客記載の番号)			
数量(及び単位) B2系 平成 年 月 日			
D系 平成 年 月 日			
E系 平成 年 月 日			

発行元：株式会社コスト

○印西市農林振興対策事業補助金交付要綱

平成20年3月25日告示第19号

改正

平成20年12月16日告示第155号
平成21年3月11日告示第19号
平成21年7月13日告示第93号
平成21年10月1日告示第112号
平成22年3月17日告示第50号
平成22年10月5日告示第195号
平成23年2月25日告示第15号
平成23年3月31日告示第30号
平成24年2月9日告示第9号
平成24年3月30日告示第67号
平成24年10月18日告示第142号
平成25年3月29日告示第49号
平成26年3月27日告示第37号
平成26年6月1日告示第87号の2
平成26年10月3日告示第121号
平成27年4月1日告示第88号
平成27年6月29日告示第113号
平成28年3月29日告示第51号
平成29年2月3日告示第4号
平成29年3月27日告示第33号
平成30年3月30日告示第76号

印西市農林振興対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、農林業の振興及び生産基盤の整備を図るため、個人又は団体が行う事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において、印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第6号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(種目、経費、補助率等)

第2条 前条に規定する事業の種目、経費及び補助率等は、別表のとおりとする。ただし、別表に掲げるもののほか、市長が必要と認めたときは補助の対象とすることができるものとする。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前にこの告示の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

(印旛村及び本埜村の編入に伴う経過措置)

- 3 印旛村及び本埜村の編入の日の前日までに、印旛村植物防疫協会補助金交付要綱（平成20年印旛村告示第12号）、印旛村農業用廃プラスチック処理対策事業補助金交付要綱（平成20年印旛村告示第10号）、印旛村森林機能強化対策事業補助金交付要綱（平成20年印旛村告示第13号）、本埜村植物防疫協会補助金交付要綱（平成20年本埜村告示第7号）、本埜村農業振興連絡協議会補助金交付要綱（平成20年本埜村告示第12号）、本埜村農業用廃プラスチック対策推進協議会補助金交付要綱（平成20年本埜村告示第9号）、本埜村農業用排水路掘削補助金要綱（平成20年本埜村告示第13号）又は森林機能強化対策事業補助金交付要綱（平成21年本埜村告示第7号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年12月16日告示第155号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成21年3月11日告示第19号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成21年7月13日告示第93号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成21年10月1日告示第112号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成22年3月17日告示第50号）

この告示は、平成22年3月23日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月5日告示第195号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年2月25日告示第15号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日告示第30号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月9日告示第9号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第67号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月18日告示第142号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第49号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日告示第37号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の印西市農林振興対策事業補助金交付要綱の規定により交付された補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年6月1日告示第87号の2)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の印西市農林振興対策事業補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年10月3日告示第121号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日告示第88号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、別表13の項の改正規定は、同年5月29日から施行する。

附 則 (平成27年6月29日告示第113号)

この告示は、公示の日から施行し、平成27年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成28年3月29日告示第51号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月3日告示第4号)

この告示は、公示の日から施行し、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成29年3月27日告示第33号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第76号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表 (第2条)

番号	補助対象事業	補助の目的	補助対象者	補助対象経費	補助率等
1	植物防疫事業	病虫害防除の広域的な協同実施により、農業経営の安定及び品質の向上を図る。	植物防疫協会連合会	ヘリコプターチャーター料	補助対象経費の3分の1以内の額
2	家畜防疫事業	家畜伝染病	家畜防疫協会	(1)家畜伝染	補助対象経費

	業	等の予防、発生及び蔓延防止並びに畜産に起因する環境汚染の予防及び防止を図る。	会	病予防法（昭和26年法律第166号）による予防接種並びに環境汚染の予防及び防止に要する経費	の2分の1以内の額
3	農業用廃プラスチック処理対策推進事業	農業用廃プラスチックの円滑な回収及び適正な処理を推進し、農村環境の保全及び農業の健全な発展を図る。	農業用廃プラスチック対策協議会	農業用廃プラスチックの適正処理に要する経費（処理費、需用費、役務費及び運搬費）	処理費については、3分の2以内の額。その他の補助対象経費については、2分の1以内の額
4	小規模土地改良事業	農業生産基盤の整備の拡充及び農業生産の向上を図る。	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条の規定により指定された区域にある農地において、農業者が実施する受益面積10アール以上で事業費が10万円以上又は共同施行農業者（2人以上）が実施する受益面積	用排水路の補修、揚水施設（新規に設置する施設に限る。）及び暗渠排水施設の整備及び農地の区画を整地、整理に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、農業者の場合50万円、共同施行農業者の場合70万円を限度とする。

			が50アール以上の事業		
5	県単森林整備事業	森林の適正な整備を行うことにより、優良な森林を造成する。	市内に山林を所有する者で、千葉県造林補助事業の交付決定を受けているもの	千葉県林業関係事業補助金交付要綱に準ずる。	千葉県林業関係事業補助金交付要綱に準ずる。
6	印西農産物地産地消推進事業 (1)農産物加工促進事業 (2)農産物販売促進事業	市内農産物の地産地消を推進するため、加工から販売までを支援することにより、園芸産地の活性化を図る。	(1)農業協同組合 (2)農業法人(農事組合法人等) (3)生産者3戸以上を含む組織団体 (4)市内農産物直売所	(1)農産物加工に要する加工機械整備費 (2)次に掲げる経費 ア農産物の販売促進に係る資材費 イ農産物の販売促進資材作成に係る版代	(1)補助対象経費の2分の1以内の額 (2)次に掲げる経費 ア補助対象経費の3分の1以内の額 イ補助対象経費の3分の1以内の額
7	有害獣被害防止対策事業	有害獣からの被害防止対策を実施することにより、農作物の被害を最小限に食い止め農業生産の向上を図る。	市有害鳥獣被害防止対策協議会	有害獣の被害防止対策に要する経費	千葉県鳥獣被害防止総合対策交付金に準ずる。
8	飼料用米等拡大支援事業 (1)担い手水田利活	水田を有効活用し、営農の効率化・低コスト化を図り、また主	千葉県飼料用米等拡大支援事業補助金交付要綱に準ずる。	千葉県飼料用米等拡大支援事業補助金交付要綱に準ずる。	千葉県飼料用米等拡大支援事業補助金交付要綱に準ずる。ただし、

	用高度化 対策事業 (2)飼料用 米等生産 支援事業 ア 定着 支援型 イ 拡大 支援型	食用水稻以 外の農作物 の作付によ り、米の需要 と供給のバ ランスを図 るとともに、 食料自給率 の向上を図 る。			(2)飼料用米 等生産支援事 業については、 10アール当た り、次に掲げる 額を加算した 額とする。 (ア) 飼料用 米(主食用品 種) 20,000 円(1,000円 未満切り捨て) (イ) 飼料用 米(多収品 種) 7,500 円(1,000円 未満切り捨て) (ウ) 加工用 米 1,500円 (1,000円未 満切り捨て) (エ) ホール クロップサ イレージ用 稲 1,500円 (1,000円未 満切り捨て)
9	経営所得安 定対策等推 進事業	経営所得安 定対策の加 入推進を図 る。	印西市農業 再生協議会	経営所得安 定対策の推進活 動に要する経 費(報償費、旅 費、需用費、委 託費、助成費、 法人化設立交 付金等)	千葉県経営所 得安定対策等 推進事業費補 助金交付要綱 に準ずる。
10	園芸産地生 産力強化支	市内の産地 の生産力を	「輝け!ち ばの園芸」次	「輝け!ちば の園芸」次世代	補助対象経費 の2分の1以

	援事業	強化及び拡大をするため、高品質かつ安定的な生産販売体制の整備に対して支援し、多様な消費者ニーズに的確に対応できる産地の確立を図る。	世代産地整備支援事業補助金交付要綱に準ずる。	産地整備支援事業補助金交付要綱に準ずる。	内の額
11	園芸施設省エネルギー化推進事業	施設園芸の省エネルギー化を推進し、燃油価格高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を図る。	園芸施設省エネルギー化推進事業補助金交付要綱に準ずる。	園芸施設省エネルギー化推進事業補助金交付要綱に準ずる。	補助対象経費の4分の1以内の額
12	飼料用米・加工用米等流通加速化事業	作付面積及び流通量の拡大が予想される飼料用米、米粉用米及び加工用米の流通に関して、農家負担の軽減と実需者が求める流通体制の整備を図る。	飼料用米・加工用米等流通加速化事業補助金交付要綱に準ずる。	飼料用米・加工用米等流通加速化事業補助金交付要綱に準ずる。	飼料用米・加工用米等流通加速化事業補助金交付要綱に準ずる。